

広島県告示第七百二十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十条の二第一項の規定によつて、次の保安林を指定施業要件変更予定保安林にした。

平成二十一年八月三日

広島県知事 藤田雄山

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的
次に掲げる告示で定めるところによる。

平成六年七月六日農林水産省告示第千六号（三に係るものに限る。）

二 変更に係る指定施業要件

1 立木の伐採の方法

変更しない。

2 立木の伐採の限度

変更後の立木の伐採の限度は、次のとおりとする。

（「次」とおり」は、省略し、その関係書類を広島県農林水産局農林整備部森林保全課並びに関係市役所及び大崎上島町役場に備え置いて縦覧に供する。）